

初狩保育所等電気・空調設備工事 一般競争入札 公告

大月市が発注する初狩保育所等電気・空調設備工事は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 25 日

大月市長 小林 信 保

1 入札に付する工事概要等

- (1) 工 事 名 初狩保育所等電気・空調設備工事
(以下「対象工事」という。)
- (2) 工事場所 山梨県大月市初狩町下初狩 1 1 4 4
- (3) 工事概要 電気設備工事 一式
空調設備工事 一式
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 予定価格 65,500,000 円 (※税抜き価格)

2 入札に参加する者に必要な資格

大月市における電気工事の指名競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、今回、大月市長より、対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 大月市内に本店又は支店を有し、令和 8 年 8 月 1 日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の電気工事の総合評点が 700 点以上である者。
- (2) 契約締結日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告日以前 6 月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 対象工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある管工事業者等でないこと。（入札説明書 4 参照）
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。あるいは「大月市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 公告日において不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 公告日において、2 級電気工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、これまでに監理技術者又は主任技術者として同種工事への施工従事経験がある者 1 名を対象工事に専任で配置できる者であること。

3 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日までに提出のあった申請書、資料及び一般競争入札事務処理要領3の規定をもって行うものとする。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所及び配付方法

- (1) 期 間 令和8年8月25日～令和8年8月27日の開庁日
※但し、正午～午後1時を除く。
- (2) 場 所 大月市大月二丁目6番20号
大月市 総務部 総務管理課 管財担当
電話 0554(23)8001
- (3) 方 法 大月市ホームページ及び市役所窓口
※大月市ホームページは、入札公告時に掲載する。

5 入札参加を希望する者に配付する資料等

- (1) 一般競争入札公告（写）
- (2) 入札説明書
- (3) 入札参加資格確認申請書 (様式第1号-2)
- (4) 入札参加資格確認資料作成要領
- (5) 入札参加資格確認資料
配置予定技術者の資格・施工従事経験 (様式第3号-2)

※ 設計図書又は設計概要書は大月市ホームページからダウンロードすること。

6 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和8年8月28日～令和8年9月3日の開庁日
※但し、正午～午後1時を除く。
- (2) 場 所 大月市大月二丁目6番20号
大月市 総務部 総務管理課 管財担当
電話 0554(23)8001

7 入札執行及び開札

- (1) 入札執行日、開札日 令和8年9月25日 午後1時30分
- (2) 低入札調査基準価格 有
- (3) 入札保証金は見積金額の100分の5以上とする。但し、この工事の入札に係る入札保証金の納付については、大月市財務規則の規定に関わらず、現金、小切手及び有価証券による納付はできないものとし、次の各号により納付を免除する。
 - ア 保険会社との入札保証保険契約の締結
 - イ 金融機関との契約保証の予約
 - ウ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との契約保証の予約

(4) 次の入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札参加資格のない者の行った入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 大月市競争契約入札心得に違反した入札

エ 入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認後、会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされた者、あるいは大月市から指名停止措置を受けて入札時において指名停止期間中である者が行った入札

8 工事請負契約

(1) 契約保証金（契約額の10/100以上）を納付のこと。但し、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(2) 前払金 有り

※中間前金払又は部分払を選択請求可

9 その他

(1) 入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) その他公告内容について不明な点は、次に照会すること。

大月市 総務部 総務管理課 管財担当

〒401-8601 大月市大月二丁目6番20号

電話 0554(23)8001